

## 定期報告聴取を行う項目について

- 委員会で電力取引の監視に必要な情報の定期的な収集に関する建議を行ったことを受け、電気関係報告規則を改正し、次の情報を取得するためパブリックコメント手続を実施している(平成28年4月15日まで)。

取得先	定期報告聴取として取得する情報	取得周期
小売 電気事業者	販売電力量・供給需要家数	月次
	小売料金情報	四半期
	特定小売供給約款の契約変更状況	月次
	再生可能エネルギー電気の販売電力量・買取実績	年次
一般送配電 事業者	需要家のスイッチングに関する情報	月次
	インバランス発生状況	月次
卸電力 取引所	取引会員情報	随時
	インバランス係数 (α値情報)	月次
	スポット市場における入札情報、約定情報	日時
	1時間前市場における約定情報	日時
	先渡市場における入札情報、約定情報	日時